

くすりと健康のはなし

薬包紙

第133回

一般社団法人岐阜県薬剤師会
医療保険委員会委員
谷口彩子



早速ですが、病院や薬局で受け取った薬が余っていませんか？

そのように残っている薬を、残薬といえます。普段薬局で働いていると、たくさん余ってきているよとお話してくださったり、ご自宅に何うと様々な薬局の袋に入った残薬がたくさんあるという状況をみかけることがしばしばあります。

厚生労働省の試算では、日本中で余っている薬の年間額は500億円ともいわれています。医療保険がひっ迫している中で、この金額は大変なことですね。

残薬がでてしまう状況には様々なあります。

① 飲み忘れ、飲み間違

とくに飲み忘れが多いのではないのでしょうか？ 朝バタバタして飲まずに会社へ行ってしまう、外へランチにでかけて薬を持っていくのを忘れてしまうなど、経験のある方も多いのではないのでしょうか？

② 自己判断でやめてしま

医師はその時の症状に必要な分しか処方しません。しかし症状が改善した、または何かしらの不都合

お薬余っていませんか？

(副作用など)により、自己判断で薬を飲むのをやめるということもあります。

残薬がでてしまったら、ぜひ、医師や薬剤師にお伝えください。

医師は処方した薬を飲んでいるものと考え、その時の症状が改善したかどうか判断しています。薬を飲めなかったのであれば、きちんと伝えましょう。

薬剤師は患者様に残薬の有無を確認することが義務づけられています。数の調整なども、医師と連携して行っています。

薬の使い方、服用の仕方がわからなくなった、錠剤を飲みづらくなってきた、薬を飲み始めてから体調が悪気がする、健康食品やサプリメントと一緒に使えるのかどうか知りたいなど、薬に関することは薬剤師にぜひご相談ください。なんでも相談できるかかりつけ薬剤師をぜひ見つけてくださいね。私たちは薬局でいつでもお待ちしています。

